※ 登録番号	第　１１７　号（令和　８年　２月１９日）		
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業　　総合不動産投資顧問業		
2.法人・個人の別	法人　　個人		
（ふりがな） 3.商号又は名称	まるなかふどうさん 丸中不動産		
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	なかもり　すすむ 中　森　　進		
5.資本金額			
6.役員			
（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別	
		常勤　非常勤	

7.第４条第１項第３号又は第４号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏　　名 （使用人の種類）	職　　名	統括する業務の別
該当なし	――――――――――	――――――――――
計　　名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　在　地
丸中不動産	2000年 12月8日	〒577-0842 大阪府東大阪市足代南1丁目16番10号 TEL　０６－６７２６－０８０８ FAX　０６－６７２６－０８０７
計　１　店		

9.業務の方法

1．投資顧問業は次のような不動産を対象として行う。

①種類　主に業務用倉庫、工場、土地、商業施設、居住用マンション

居宅

②規模面積　主に延べ床面積約１００㎡以上である。

土地における面積は約３００㎡以上である。

③所在する地域は　主に大阪府内、大阪市東部方面、東大阪市全域

２．助言の方法として、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等になる。

３．報酬体系は

継続的な資産運用に係る助言等の報酬は個人顧客は月額２万円、法人顧客は３万円とする。

単発的な取引に係る助言等の場合における助言等の報酬は１万円から５万円で実費清算するものとする。

レポート作成等の提出の場合は調査及びレポート作成に関わる日数により

直接的人件費、経費技術料、特別経費、消費税等の合計額とする。

一定期間継続的な資産運用の場合の報酬額等は資産運用により生ずる額の５％～１０％相当額を報酬額として、毎月一定日を報酬の支払い時期とする。

成功報酬体系による報酬の算出方法は投資総額の２％から３％とする。

但し、詳細について契約締結時に協議決定するものとする。

４．報酬の受領時期は、業務完了時とする。

１０.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
１．金融商品取引法第２９条の登録		
２．宅地建物取引業法第３条第１項の免許	大阪府知事 ⑫ 第20162号	令和3年6月30日
３．不動産特定共同事業法第３条第１項の許可		

１１.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

不動産売買 賃貸 仲介　管理業 及び　建築設計

１２.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

（ふりがな） 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資の金額	割 合	住　　所

１３.役員の兼職の状況

（ふりがな） 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類